条約

社会保障に関する日本国とチェコ共和国との間の協定を改正する議定書をここに公布する。

御名御璽

平成三十年五月十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

条約第一号

社会保障に関する日本国とチェコ共和国との間の協定を改正する議定書

日本国及びチェコ共和国は、

二千八年二月二十一日にプラハで署名された社会保障に関する日本国とチェコ共和国との間の協定（以下「協定」という。）を改正することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

1　協定第二条2(a)(iii)から(v)までを削る。

2　協定第二条2(a)中「(ii)から(v)までに掲げる日本国の年金制度は、以下「日本国の被用者年金制度」という。）」を削る。

3　協定第二条2(b)(ii)中「（雇用保険及び労働者災害補償保険に関する規定を含む。）」を削る。

第二条

1　協定第七条1を次のように改める。

1　一方の締約国の法令に基づく制度に加入し、かつ、当該一方の締約国の領域内に事業所を有する雇用者に当該領域内において雇用されている被用者が、他方の締約国の領域内において就労するために当該雇用者により当該一方の締約国の領域から派遣され、かつ、次のいずれかに該当する場合には、その就労に関し、その派遣の期間が五年を超えるものと見込まれないことを条件として、当該被用者が当該一方の締約国の領域内において就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。

(a)　当該他方の締約国の領域内において雇用契約を締結していない場合

(b)　当該他方の締約国の領域内に事業所を有する雇用者と雇用契約を締結しているが、当該一方の締約国の領域内に事業所を有する雇用者の指揮の下にある場合

2　協定第七条6中「(i)から(v)まで」を削る。

第三条

1　協定第十七条2を次のように改める。

2　第十三条の規定は、死亡又は脱退を理由とする第二条2(a)に掲げる日本国の年金制度の下での一時金については、適用しない。

2　協定第十七条3中「日本国の被用者年金制度」を「厚生年金保険」に改める。

第四条

1　協定第十八条1中「2(a)の規定に従うことを条件として」を「2の規定に従うことを条件として」に、「保険料の還付として支給される」を「死亡を理由とする第二条2(a)に掲げる日本国の年金制度の下での」に改める。

2　協定第十八条2を次のように改める。

2　国民年金の下での障害給付又は遺族給付を受ける権利が1の規定を適用せずとも確立される場合には、1の規定は、厚生年金保険の下での同一の保険事故に基づく障害給付又は遺族給付を受ける権利の確立に当たっては、適用しない。

第五条

1　協定第十九条1中「2から5までの規定」を「2から4までの規定」に改める。

2　協定第十九条3中「日本国の被用者年金制度」を「厚生年金保険」に、「当該制度」を「厚生年金保険」に改める。

3　協定第十九条4を削る。

4　協定第十九条5中「日本国の被用者年金制度」を「厚生年金保険」に改め、「当該給付が支給される」を削り、同条5を同条4とする。

第六条

1　この議定書は、両締約国が、この議定書の効力発生に必要なそれぞれの憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した月の後三箇月目の月の初日に効力を生ずる。

2　この議定書は、協定が有効である限り効力を有する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

二千十七年二月一日にプラハで、ひとしく正文である日本語、チェコ語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために
山川鉄郎
チェコ共和国のために
マルクソヴァー

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　野田　聖子
外務大臣　河野　太郎
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　林　芳正
厚生労働大臣　加藤　勝信